

(別紙)

頁	県ガイドライン	本市の対応
5	3) <u>掛金充当実績総括表</u> を工事完成後速やかに作成し、監督員に提示しなければならない。	3) <u>工事別共済証紙受払簿</u> を工事完成後速やかに作成し、監督員に提示しなければならない。 <u>なお、宮崎県県土整備部が定める「土木工事施工管理の統一事項（令和7年4月改定）5. 2」における共済証紙受払簿は、工事別共済証紙受払簿と読み替える。</u>
8 13	1) 維持工事等簡易な工事及び <u>当初設計額 400 万円未満</u> の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の <u>一部</u> を省略することができる。	1) 維持工事等簡易な工事及び <u>当初設計額 200 万円未満</u> の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の <u>一部または全部</u> を省略することができる。
15	②設計図書の照査の結果、特記仕様書及び共通特記仕様書で明示された条件において問題がない場合は「 <u>働き方改革等関連施策 実施協議リスト</u> 」にて回答する。	②設計図書の照査の結果、特記仕様書及び共通特記仕様書で明示された条件において問題がない場合は「 <u>工事打合せ簿</u> 」にて回答する。
24	それぞれの要領等に基づき、各々の施策毎に工事打合せ簿を提出していたが、 <u>下記参考様式に必要事項を記入したものを添付した</u> 工事打合せ簿で、まとめて提出することができる。	それぞれの要領等に基づき、各々の施策毎に工事打合せ簿を提出していたが、工事打合せ簿で、まとめて提出することができる。
28	3) 県産品を使用しない場合の、製造工場の所在地・住所の記載及び理由書を簡略化する。	※従来どおり市外業者から資材等を購入した場合は、「建設資材購入通知書」の提出とする。
62	情報共有システムで交換・共有した書類（工事帳票）は、紙媒体での納品は不要	※情報共有システムを活用した工事においても、従来どおり紙媒体での納品とする。
64	検査書類限定型モデル工事	※当面の間、検査書類限定型モデル工事は実施しない。